

太田市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号の規定に基づく認知症総合支援事業における認知症地域支援・ケア向上事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は太田市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部について、適切に実施することができるかと認めた者に委託することができる。

(認知症地域支援推進員の配置)

第3条 市長は、事業を円滑かつ効果的に実施するため、次の各号のいずれかの要件を満たす者を認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）として配置するものとする。

- (1) 認知症の医療又は介護における専門的知識及び経験を有する保健師、看護師、社会福祉士又は主任介護支援専門員
- (2) 前号に掲げる者以外の者で認知症の医療又は介護における専門的知識及び経験を有するものとして市長が認めたもの

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症の人に対し、状態に応じた適切な介護サービス及び医療サービスの流れを分かりやすく示すため、認知症ケアパスを作成し普及啓発を図ること。
- (2) 地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ること。
- (3) 推進員を中心に、地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族への相談支援等の支援体制を構築すること。
- (4) 次に掲げる事項に関する企画及び調整に関すること。
 - ア 病院、介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援
 - イ 地域密着型サービス事業所、介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援
 - ウ 認知症カフェ等を通じた、認知症の人とその家族に対する支援
 - エ 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修
 - オ 認知症の早期診断及び早期対応の有効性並びに認知症の治療及びケアについての理解を深めるための普及啓発

カ 認知症予防のための支援

(個人情報の保護)

第5条 推進員、医療機関、介護サービス事業者その他事業に従事する者は、職務上知り得た個人情報について、漏らしてはならない。事業に従事しなくなった後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。